



概要版

第5次 藤岡市総合計画

～郷土を愛し 未来を創生する藤岡～



挨拶

郷土を愛し 未来を創生する藤岡

藤岡市長 新井 利明



藤岡市は、平成 20 (2008) 年度から第4次藤岡市総合計画の将来像「市民が創り輝く やさしい藤岡 ～藤と冬桜が織りなす 幸せ実感のまちづくり～」の実現に向けて各種施策を進めてきました。

この間に人口減少、少子高齢化や厳しい財政状況など社会経済情勢は大きく変化しており、地方公共団体には地域の特性を活用した自立的で持続的な社会を創生するための取り組みが求められています。

こうした情勢に対応するため、新たなまちづくりの指針となる「第5次藤岡市総合計画」を策定しました。長い年月で培われた歴史、文化や豊かな自然を有する本市を市民一人一人が郷土として愛し、市民と行政が協働して明るい未来を創っていくまちを目指して、将来像を「郷土を愛し 未来を創生する藤岡」と定めました。

総合計画は、市の最上位計画であり、総合的かつ計画的な行政運営を進めるための指針となるものです。将来像の実現に向け、生活・環境、健康・福祉、産業・観光、都市基盤、教育・文化、行財政などの多方面にバランスの取れた施策を展開します。

おわりに、総合計画の策定に当たって、審議していただいた総合計画審議会の方々を始め、市民検討委員会、ふじおか未来会議などの機会を通じて貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました市民の皆様、そして市議会の方々に心から感謝を申し上げるとともに、将来像の実現に向けて今後とも一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

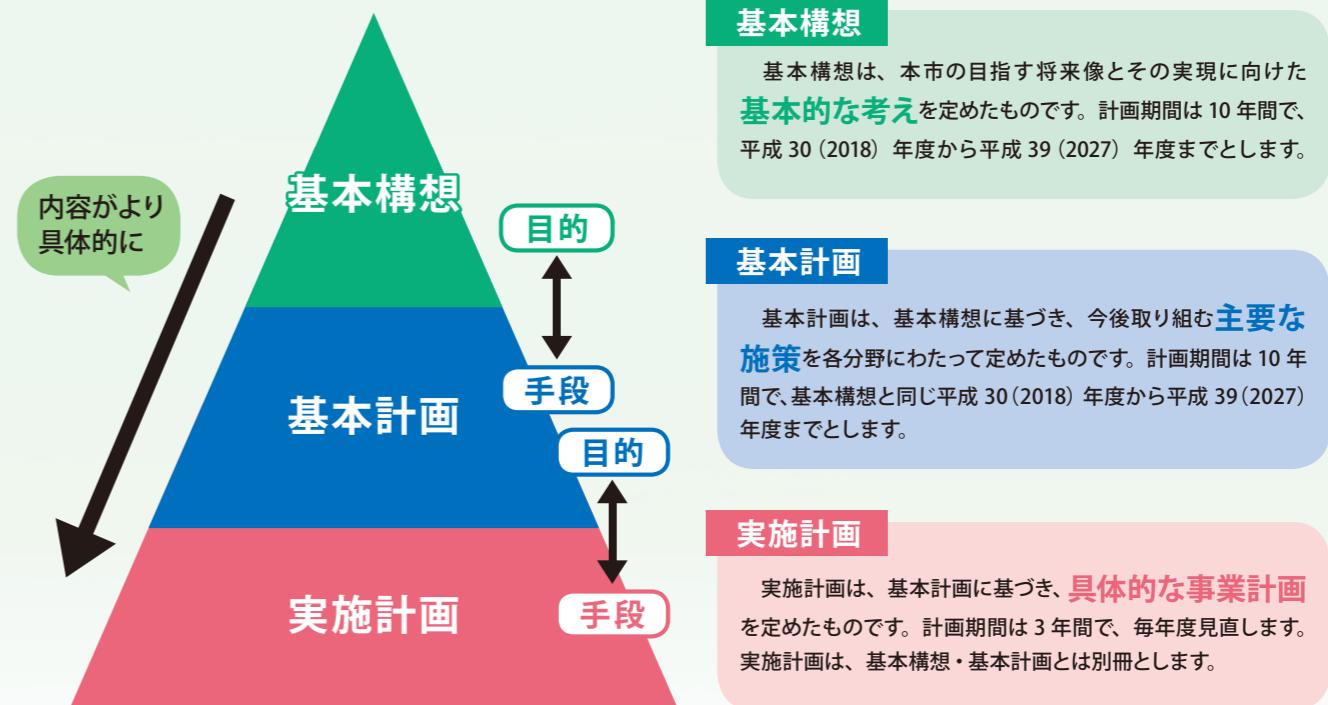
平成 30 年 3 月

目次

計画の構成と期間、目標人口の設定	1
土地利用構想	2
まちづくりの基本方針	3
基本施策 1 生活・環境	4・5
基本施策 2 健康・福祉	6・7
基本施策 3 産業・観光	8・9
基本施策 4 都市基盤	10・11
基本施策 5 教育・文化	12・13
基本施策 6 行財政	14・15
重点プロジェクト	16・17

計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層で構成します。それぞれの内容と期間は次のとおりです。



基本構想

基本構想は、本市の目指す将来像とその実現に向けた**基本的な考え方**を定めたものです。計画期間は 10 年間で、平成 30 (2018) 年度から平成 39 (2027) 年度までとします。

基本計画

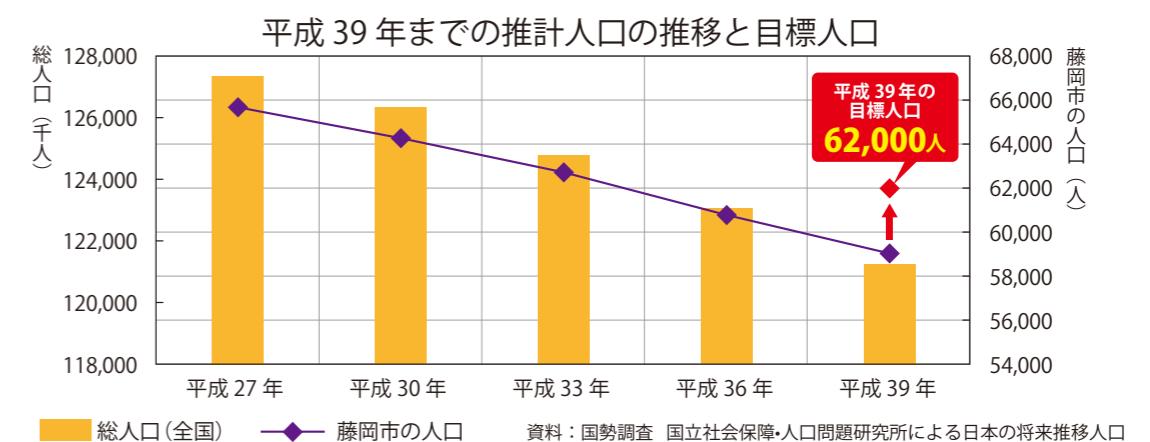
基本計画は、基本構想に基づき、今後取り組む**主要な施策**を各分野にわたって定めたものです。計画期間は 10 年間で、基本構想と同じ平成 30 (2018) 年度から平成 39 (2027) 年度までとします。

実施計画

実施計画は、基本計画に基づき、**具体的な事業計画**を定めたものです。計画期間は 3 年間で、毎年度見直します。実施計画は、基本構想・基本計画とは別冊とします。

目標人口の設定

藤岡市の人口は、平成 27 年は 65,708 人で、平成 39 年には 58,982 人まで減少する見込みです。

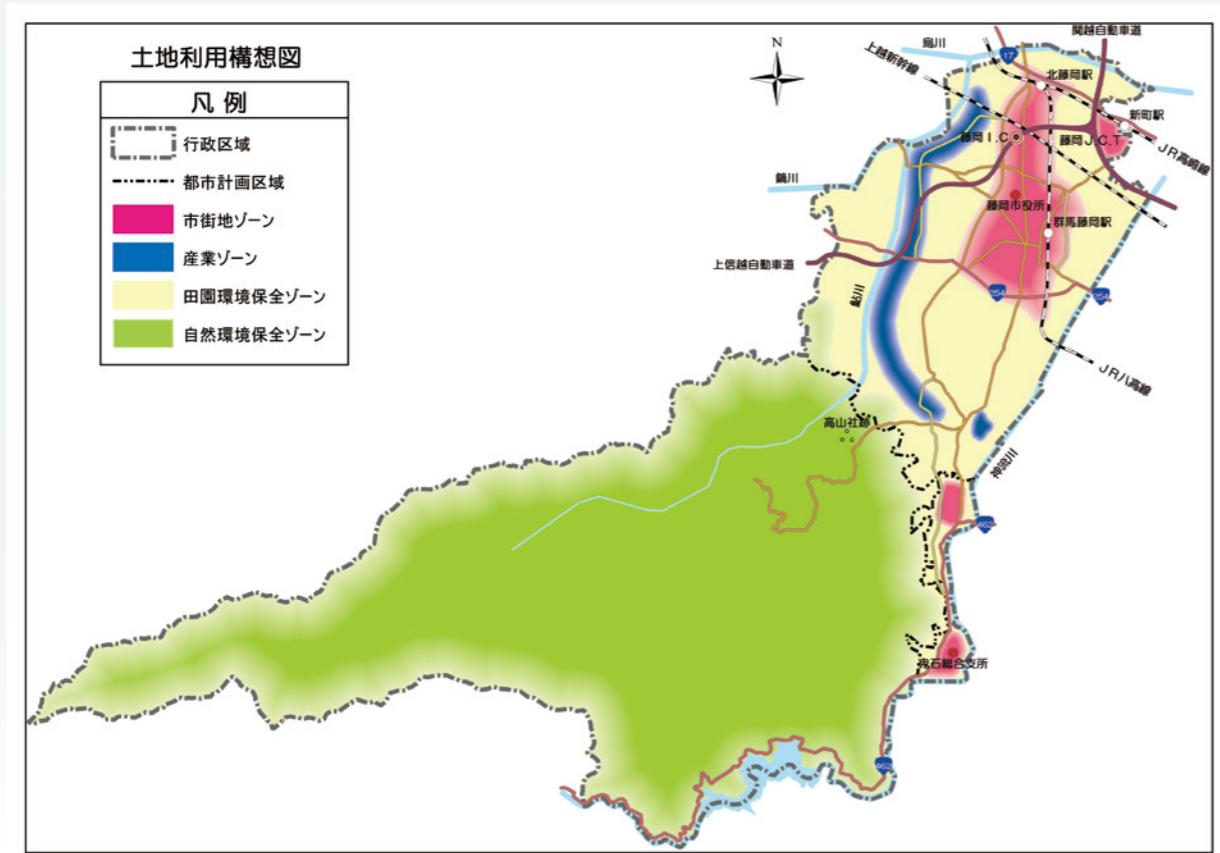


我が国は平成 20 (2008) 年から人口減少が始まり、今後も加速度的に進むと予想されています。

本市の総人口は、平成 7 (1995) 年の 70,528 人をピークに減少に転じました。このまま人口減少が進んだ場合、本市の推計では平成 39 (2027) 年には総人口が 58,982 人となり、その後も人口減少は進んでいく見込みです。

そのため、「藤岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を平成 28 (2016) 年 3 月に策定し、人口減少を緩和させるための取り組みを進めています。「藤岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目標人口の推計に準拠した本市の推計を踏まえ、その推計よりも更なる高みを目指すために「第5次藤岡市総合計画」の計画最終年度である平成 39 (2027) 年の目標人口を 62,000 人に設定します。

土地利用構想



市街地ゾーン

住宅や公共施設、商業・工業施設などが混在して立地する既成の市街地やその周辺の住宅地などを「市街地ゾーン」と位置付け、生活基盤の整備や防災施設の充実を図り、周辺環境との調和に配慮しながら、にぎわいのある市街地の形成と良好な住環境の創出に努めます。

医療・福祉・教育・文化・商業等の生活を支える施設や住居等がまとまって立地し、市民が安心して暮らせる快適な生活環境の実現を目指します。

産業ゾーン

既存の工業団地やその隣接地などを「産業ゾーン」と位置付け、周辺環境に配慮しながら工業集積を図り、産業基盤の整備に努めます。

田園環境保全ゾーン

良好な農業環境の広がる田園地帯は「田園環境保全ゾーン」と位置付け、農業基盤の整備を図りつつ、無秩序な開発を抑制し、農地集積を進めながら、優良農地の保全と既存集落の維持に努めます。

自然環境保全ゾーン

市域南西部の緑豊かな山間部は「自然環境保全ゾーン」と位置付け、自然環境の維持・保全に努めるとともに、生態系を損なうことがないよう、市民の憩いの場としての有効活用を図ります。

世界文化遺産「高山社跡」は周辺景観を含めた一体的な保全に取り組み、良好な景観を将来にわたって維持します。

まちづくりの基本方針

本市の将来像である「郷土を愛し 未来を創生する藤岡」を実現するため、次のとおり 6 つの基本施策を定めます。

基本理念

ともに創る

市民と行政のそれぞれが主体的に関わり、明るい未来を語り合いながら、ともに力や知恵を出し合う協働のまちづくりを進めます。

ともに磨く

市民と行政のそれぞれの視点から、自然や歴史、文化などの本市の特性を生かし、藤岡らしさを磨いて魅力あるまちづくりを進めます。

ともに感じる

すべての市民が健康で心豊かに、安心して住んでいる幸せを実感できるまちづくりを進めます。

将来像

郷土を愛し 未来を創生する藤岡

「郷土を愛し」とは、長い年月で培われた歴史、文化や豊かな自然を有する本市を、市民一人一人が郷土として愛し、誇りに思っていることを表しています。

「未来を創生する藤岡」とは、郷土を愛する市民と行政が協働してまちづくりを進め、明るい未来を創っていく藤岡を表しています。

基本施策

生活・環境

都市基盤

健康・福祉

教育・文化

産業・観光

行財政

生活・環境

消防・防災

地震をはじめとする火災や風水害などの災害、事故、急病などから市民の生命を守り、安心して暮らせるまちづくりに努めます。また、自助及び互助の意識を高め、市民と行政が一体となった消防・防災体制づくりに努めます。

森林機能の保全と地域住民の安全を確保するため、治山・治水対策を進めます。

循環型社会形成

地球温暖化により環境問題やごみ問題への意識は高まっており、安心して生活できる環境を次世代の子どもたちへ引き継ぐため、一般廃棄物の適正処理を進め、資源循環型社会の形成に努めます。

交通安全・防犯

市民一人一人に交通安全意識の啓発を進めるとともに、交通安全施設の整備充実に努め、交通事故のないまちづくりを進めます。

犯罪の起こりにくい地域づくりのため、住民の防犯意識の向上と地域における自主的な防犯活動の促進に努めます。

過疎化、少子高齢化により急速に増加する空き家の抑制と管理不全な空き家の適正管理の促進に努めます。

環境保全

地球環境への負荷が少なく、持続的発展が可能な地域社会を築き、だれもが安心して住むことできる環境づくりのため、自然環境の保全や快適な生活環境づくりに努めます。

環境衛生

市民と行政が協力し清潔で快適な空間を創造し、健康で安全な環境づくりを図るため環境パトロールと環境監視体制づくりの推進、狂犬病予防注射接種率の向上、ペットの適正飼育の促進に努めます。

上水道

水道事業の健全経営を図りながら、安全でおいしい水の供給に努めます。老朽化した水道施設の更新、漏水防止のための維持管理、水質の監視・検査体制の強化に努めます。

下水道

下水道・浄化槽設置事業を積極的に進めることにより、公衆衛生の向上を図るとともに良好な生活環境を実現し、美しい水環境の維持を目指します。



秋季消防点検



河川クリーン作戦

健康・福祉

健康増進

健康で生き生きと心豊かに暮らせるよう「自らの健康は自ら守る」という意識を高め、市民が自らの健康づくりの推進に取り組み、健康寿命^{※1}を延伸できるように環境整備に努めます。

障害者福祉

障害の有無にかかわらず、お互いを尊重し、住み慣れた地域で自分らしく生きる社会の実現を目指します。

地域医療

だれもが安心して暮らせるための地域医療の充実に努めます。特に夜間や休日などの救急医療や災害医療など、限りある医療資源を効率的に活用し、地域医療ニーズに応じた医療体制を整備します。

可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、在宅医療の医療連携体制の充実を図ります。

地域福祉

だれもが住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送り続けるために、地域住民をはじめ、ボランティア、地域関係団体、行政等が協働した地域福祉を進め、すべての市民が安心して暮らし、住民同士の交流のある地域づくりを目指します。

高齢者福祉

高齢者が健康で生きがいを持って生活していくとともに、地域社会の一員として積極的に社会参加できる長寿社会の実現を目指します。

介護予防と給付費の適正化を進め、介護保険事業の安定的な運営を目指します。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう地域包括ケアシステムの構築に取り組みます。

社会保障

福祉医療制度では、子どもや障害のある人、ひとり親家庭等へ医療費の助成をすることで経済的負担を軽減し、早期治療による重症化の予防、健康管理の向上及び福祉の増進を図ります。

国民健康保険と後期高齢者医療制度では、保健予防事業を積極的に実施し、被保険者の健康維持を図ります。

安定した医療サービスを提供するためには財源確保が必要であり、保険税(料)の収納、納付環境の整備に努めます。

国民年金は安心した老後生活を送るための根幹であり、引き続き年金制度への理解を促すとともに相談体制も強化し、市民の年金受給権の確保を図ります。

生活困窮要保護者に対して、社会福祉制度の根幹をなす生活保護制度の適正な運営を行います。



公立藤岡総合病院

※1 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。



民生委員・児童委員委嘱式

産業・観光

商業・サービス業

商店街をはじめとした地域の特性、個性、資源などを活用しながら、人々にぎわいと活気があふれるまちづくりを行います。

地域の商店や創業希望者等が魅力ある店づくりや経営の安定・向上を図るための支援を行うことにより、環境の変化や消費者ニーズに適切に対応し、競争力を備えた地域産業の育成を行います。

工業・地域産業

既存企業の経営基盤の強化を進めるほか、企業の新たな用地需要等に応えるため産業基盤の整備を行うことにより優良企業の誘致を進め、地域産業の振興によるまちづくりを目指します。

企業との交流や県との連携を進め、地域産業の技術の高度化、新分野への取り組みを支援します。

勤労者福祉・雇用

地域産業の経営力強化及び企業誘致を進めることにより、雇用機会の創出・拡大を図ります。

関係機関との連携により、若年層にとって魅力ある就業の場の提供や、女性や高齢者、障害のある人など多様な人材が意欲と能力を十分に発揮できる雇用環境の向上を図ります。

勤労者が健康で安心して働くことができる環境づくりを進め、勤労者福祉の充実を図ります。

観光

観光資源を活用し、魅力ある観光を確立するため、観光客のニーズに合わせた周遊ルートを提供し、着地型・滞在型観光の推進に努めます。

周辺市町村の広域的な観光資源と連携するなど、観光宣伝事業を積極的に展開して、市内への誘客を図ります。

工夫をこらしたプログラムを開発し、観光施設、体験施設、文化施設、温泉施設、歴史資産などの魅力向上を図ります。

農業

農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を進めるとともに、優良農地の保全と農地の効率的な利用を図ります。

農業経営者が魅力と生きがいを感じられるような、将来展望のある農業経営の実現を支援します。



ふじおかフェスタ



道の駅らるん藤岡

都市基盤

土地利用

土地は地域の秩序ある発展や市民生活を向上する上で不可欠な基盤であるため、それぞれの地域が持つ特性を生かし、自然環境との調和を図りながら、市民の積極的な参画のもと、市域全体を総合的にとらえた適正な土地利用を進めます。

人口減少と高齢化への対応や自然環境の保全などの視点から、都市機能の集約、まちなか居住の誘導・促進を図り、美しい自然や農地などの緑豊かな環境の中で、生活環境や都市機能を充実させ、にぎわいと活力に満ちた魅力ある都市を目指します。

公共事業の円滑化や課税の適正化、境界争いの未然防止に役立てるため、地籍調査を計画的に進めます。

市街地整備

にぎわいと活気のある中心市街地を形成し、人に優しく住みやすい、魅力的なまちづくりを進めます。

環境と共生する安全で快適な居住空間と、生活に必要な医療・福祉・教育・文化・商業施設などの立地誘導・集積を進め、にぎわいと活気のある市街地環境の創出に取り組みます。また、道路、公園、公共下水道などの都市基盤整備を進めるとともに、土地区画整理事業の導入などにより良好な環境の市街地形成を進めます。

道路・橋梁

道路基盤の充実に向け、周辺市町村や高速自動車道路へのアクセスの向上を図るため、本市の骨格となる広域幹線道路網の整備を促進するとともに、幹線道路及び生活道路の整備を進めます。

橋梁の健全度や重要性を評価し、優先度を把握して計画的に修繕を実施します。



庚申山総合公園

住環境

市営住宅については、住宅に困窮する低所得者への住宅供給や老朽化住宅の適正な管理に努めます。

一般住宅については、建築基準関係規定に基づく適法性の指導及び既存木造住宅の耐震化により、安全で良好な住環境の向上を図ります。

空き家については、管理不全になることを未然に防止するとともに、人口減少に対応するため空き家の流通と利活用を促進します。

公園・緑地

市民の交流・憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場など市民が安心して活動できる場を確保するため、市街地や集落内における身近な公園の整備を進めるとともに、本市ならではの地域資源を生かし、観光・交流機能も併せ持った特色ある公園・緑地の整備を進めます。

市民と行政が一体となり緑化の促進に努め、本市の個性を生かしながら、公園・緑地が有する多様な機能を十分発揮できるよう整備を進めます。



市内循環バス「めぐるん」

公共交通

子どもや高齢者など交通弱者の買い物や通院等の移動手段として、路線バスなどによる公共交通の利便性と安全性の向上を図ります。

景観

本市特有の自然・歴史・文化・伝統などを後世に引き継ぎ、私たちが暮らし、学び、働くまちとして、潤いのある豊かな生活環境を創造し、郷土に対し愛着や誇りが持てる魅力ある景観形成を進めます。

景観に悪影響を及ぼす屋外広告物の規制など、市民協力のもと、美しい景観づくりを進めます。

世界文化遺産「高山社跡」の適切な保存管理とともに、周辺の景観を含めた一体的な保全と良好な景観形成に取り組みます。

教育・文化

幼児教育・学校教育

小学校就学前の幼児が人格形成の基礎を培えるように、家庭、認定こども園・幼稚園・保育園、学校、地域社会の連携をより密接にし、幼児教育の充実を図ります。

小・中学生に、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てるこにより生きる力を育み、たくましい人間として成長できるよう、小中9年間の学びのつながりを踏まえた教育内容の充実に努めます。

教育環境

児童生徒が生き生きと学習ができる安全で快適な教育環境を確保するため、学校施設・設備の計画的な整備を進めます。

安全で安心なおいしい学校給食を提供するとともに、食育の推進に努めます。

奨学金制度の普及などに努め、高校・大学等教育の振興を図ります。

生涯学習

市民が生涯にわたって学習し、充実した生きがいのある生活を送るように、学習ニーズを把握し、魅力ある生涯学習の場の提供に努めます。

市民が充実した学習活動ができるよう、総合学習センター、公民館、図書館等の整備・充実を図り、利用者の満足度の向上を目指します。



高山社学

スポーツ

市民のスポーツへの関心が高まる中、スポーツ活動を促進し、技術の向上、健康の維持・増進を図るとともに、スポーツを通じて人と人との交流が図られ、生き生きとした生活が送れるよう環境を整えます。

地域文化

市民への芸術鑑賞機会の提供や市民が主体となった芸術文化活動を推奨し、教養を高めることにより、文化水準の向上を図ります。

地域に伝わる郷土芸能や伝統行事の継承と後継者の育成を通じて、市民が郷土に愛着と誇りが持てるまちづくりを目指します。



御荷鉾山不動尊の獅子舞

青少年健全育成

次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、社会の一員として自立するため、青少年健全育成の重要性に対する市民意識の向上を目指し、学校、関係団体、企業などと連携して、地域全体で青少年健全育成の体制づくりを進めます。

文化財

世界文化遺産となった「高山社跡」や市内に存在する貴重な文化財などの保護・保存・普及に努め、その歴史的価値や文化について学べる環境づくりを行うことで、市民が郷土の歴史文化を誇れるまちづくりを目指します。

広報広聴

市民が必要としている情報を適切な時期に正確かつ分かりやすく提供して情報の共有化を図るとともに、市民の意見・要望を的確に把握する広聴活動を充実することによって市民と行政の信頼関係を築き、市民の市政への関心、参画意欲を高めます。

市民参画・協働

市民と行政によるまちづくりを進めため、市民が積極的に参画できる体制づくりを進めます。

市民の自主的なまちづくり活動の支援に努めます。

行政運営

最少の経費で最大の効果を挙げる行政運営を進めるとともに、市民ニーズや制度改正に柔軟に対応する行政運営を目指します。

公共施設等の適正な規模と在り方を検討し、公共施設等の機能の維持や最適な配置の実現に努めます。

権限移譲等に伴う業務量の変化に柔軟に対応するために、組織機構の見直しや再任用職員を含む適正な職員配置を行い、効率的な行政運営による市民サービスの向上を図ります。

公平かつ透明性の高い入札制度改革を進めるとともに、公共工事の品質確保とコスト削減に努めます。

男女共同参画

男性と女性がお互いに人権を尊重し、責任も分かれ合い、その個性と能力を十分發揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。



まちづくりワークショップ「ふじおか未来会議」

人権尊重社会

あらゆる教育、研修、啓発等の場を通じて、人権に対する意識を日常生活に定着させ、市民一人一人がそれぞれの人権を尊重し、行動できる社会の実現を目指します。

消費者保護

消費者自らの意思と責任によって行動ができるよう、市民の意識の向上を図るとともに、相談体制などの充実に努め、消費者被害のない環境づくりを目指します。

交流活動

姉妹都市、友好都市との交流を充実し、市民・民間団体などと連携を図りながら観光、文化、スポーツなどを通じて交流の場や機会の拡大に努めます。

本市と歴史的にゆかりのある都市や地理的な特性を共有する地域との多様な都市間交流を展開し、郷土愛の育成、地域の活性化を図ります。

国際交流活動を通して、多様な文化や諸外国との相互理解を深め、国際社会に通用する人材を育成します。

財政健全化

事業の緊急度や優先度を考慮しながら、事務事業の見直し、再構築などを徹底し健全な財政運営に努めます。

今後も市税収入を確保していくとともに、社会資本整備などの財政需要を把握し、地方債の発行を抑制しながら、地方債の残高及び償還額と財源状況を見極めます。

財政調整基金の残高確保、財政運営に必要な各種基金の積立などを計画的に行することで、持続可能な財政運営を確立します。



国際交流まつり

重点プロジェクト

今後も続くことが見込まれる人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況の中で、本市が目指す将来像を実現するためには、限られた行政資源の選択と集中により、人口減少を「緩和」し、人口減少社会へ「適応」するための施策を重点的に進めることができます。

そこで、人口減少対策に特化した「藤岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標をテーマにして、取り組む施策をまとめたものを重点プロジェクトとして位置付け、積極的に取り組んでいきます。



① 藤岡に住み続けてもらう

藤岡に住み続けてもらうためには、定住地として本市を選択したくなるような環境づくりとまちの活性化が必要です。住みやすさの向上と維持、市民の自主的な活動を支援することによるまちの活性化を図るために、次の取り組みを重点的に進めます。

① 社会基盤の整備

② 地域包括ケアシステムの構築

③ 市民活動支援

② 藤岡で働いてもらう

藤岡で働いてもらうためには、雇用・労働環境の向上が必要です。各産業の生産性と収益性の向上を支援し、雇用の確保と安定した就業を図るために、次の取り組みを重点的に進めます。

① 事業基盤の強化

② 企業誘致の推進

③ 雇用機会の創出・拡大

③ 藤岡で家族を作つてももらう

藤岡で家族を作つてももらうためには、結婚、出産や子育ての各段階に応じた切れ目ない支援を行うことが必要です。結婚や出産を支援するとともに、安心して子育てができる環境を整備し、未来を担う子どもたちを育成するため、次の取り組みを重点的に進めます。

① 結婚・出産支援

② 子育て支援

③ 教育環境の整備

④ 藤岡に来てもらう

藤岡に来てもらうためには、魅力の発信、本市で生まれ育った若者の地元帰意の醸成、移住希望者の受け入れ体制の整備が必要です。観光施策の推進による交流人口の増加、移住及びU・I・Jターンによる転入者の増加を図るために、次の取り組みを重点的に進めます。

① 魅力の向上

② 魅力の発信

③ 移住及びU・I・Jターン施策の推進

市の花



ふじ

サルビア

冬桜

市民憲章

わたくしたち藤岡市民は、郷土の歴史と恵まれた自然をいかし、永遠の発展をめざして、人情豊かな明るい藤岡市とするために、ひとりひとりの道として、ここに市民憲章を定めます。

1 わたくしたちは、教養をたかめ、いつでもだれにも親切をつくせる人になります。

1 わたくしたちは、史跡を大切にし、青い空と緑を育て清潔なまちをつくりましょう。

1 わたくしたちは、スポーツに親しみ、たくましいからだとねばり強い心をつくりましょう。

1 わたくしたちは、子どもを大切に、青少年には夢を、老人にはやすらぎのあるあたたかい社会をつくりましょう。

1 わたくしたちは、働くことに誇りをもち、住みよい活気ある郷土藤岡をつくりましょう。

昭和 49 年 10 月 1 日 告示第 123 号

市の木



くすのき

もくせい

杉

■ 発行 藤岡市 〒 375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327 番地 Tel 0274-22-1211 (代表)
<http://www.city.fujioka.gunma.jp/> 発行年月 平成 30 年 3 月

表紙写真：三波石峡（左上）、ふじの咲く丘（右上）、高山家絹絵図（下）